

[別表1]

II 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。)

提供先一覧

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
3	健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
4	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表5の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
5	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表6の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
6	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
7	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
8	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
9	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
10	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表56の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
11	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
12	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
13	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表70の項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
14	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
15	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
16	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
17	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
18	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
19	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表116の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
20	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
21	都道府県知事 又は広島市長 若しくは長崎市長	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表128の項	原子爆弾被爆者に対する 援護に関する法律による 介護手当の支給に関する 事務であって主務省令で 定めるもの	介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報	10万人以上100万人 未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者	情報提供ネット ワークシス テム	照会を受けた ら都度
22	市町村長	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表131の項	介護保険法による保険給 付の支給又は地域支援事 業の実施に関する事務で あって主務省令で定める もの	介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報	10万人以上100万人 未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者	情報提供ネット ワークシス テム	照会を受けた ら都度
23	市町村長	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表132の項	介護保険法による保険給 付の支給、地域支援事業 の実施又は保険料の徴収 に関する事務であって主 務省令で定めるもの	介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報	10万人以上100万人 未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者	情報提供ネット ワークシス テム	照会を受けた ら都度
24	都道府県知事 又は保健所を設 置する市の長	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表137の項	感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律による費用の負 担又は療養費の支給に関 する事務であって主務省 令で定めるもの	介護保険法による 保険給付の支給	10万人以上100万人 未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者	情報提供ネット ワークシス テム	照会を受けた ら都度
25	都道府県知事 又は市町村長	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表145の項	障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律による自立 支援給付の支給に関する 事務であって主務省令で 定めるもの	介護保険法による 保険給付の支給	10万人以上100万人 未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者	情報提供ネット ワークシス テム	照会を受けた ら都度
26	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表156の項	年金生活者支援給付金の 支給に関する法律による 年金生活者支援給付金の 支給に関する事務であ って主務省令で定めるもの	介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報	10万人以上100万人 未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者	情報提供ネット ワークシス テム	照会を受けた ら都度
27	都道府県知事	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表158の項	難病の患者に対する医療 等に関する法律による特 定医療費の支給に関する 事務であって主務省令で 定めるもの	介護保険法による 保険給付の支給	10万人以上100万人 未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者	情報提供ネット ワークシス テム	照会を受けた ら都度